号外第八十五号

令和四年 十月十七日)

目 次

教育委員会

○青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の

(教職員課) ::

人事委員会

○人事委員会規則七―三三 (失業者の退職手当) の一部を改

事 務 局 : =

公安委員会

公

営企

○青森県迷惑行為等防止条例施行規則……………………

○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程………

企生 画活 画安

課全

:

Ħ.

(整備企画課)

:

○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程………… 総病 務院 課局

:

育 委 員

教

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和四年十月十七日

(

青森県教育委員会規則第七号

青 森県教 育 : 委員 会

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部改正

第一条 則第十三号)の一部を次のように改正する。 青森県教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年八月青森県教育委員会規

目次中 第五章 第六章 雑則(第二十六条~第三十条) 有効期間の更新等の申請(第二十一条~第二十五条) を「第

五章 雑則 (第二十一条~第二十五条)」に改める。

第一条中「授与、 有効期間の更新等」を「授与等」に改める。

第二条の表中

を	免許法施行規則	改正する法律(平成十九年法律第九十八号)教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省	
	平成十九年改正法	.> +: □	

令第二十六号) 教育職員免許法施行規則 (昭和二十九年文部省

免許法施行規則

に

改める。

改め、 第一項」に改め、同条第三項を削る。 第二の二」に改め、 第三条第一項中「第十六条の二第一項若しくは第二項」を「第十六条第一項」に 同項第四号中「第二若しくは第二の二又は同法第五条第二項」を「第二又は 同項第五号中「第十六条の二第一項又は第二項」を「第十六条

号を削る。 第五条中「又は第六条第四項」を削り、 「第十一号」を「第十号」に改め、

第六条中「から第六号まで」を「及び第五号」に改め、第六号を削る。

号様式」に改め、同条第六号中「第二十五号様式」を「第十七号様式」に改める。 号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第五号中「第二十四号様式」を「第十六 第七条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条第四号中「第二十三

第八条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

条第二項中「第十号」を「第九号」に改め、第十号を削る。第十条第一項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、第四号を削り、同

第五章を削る。 第十九条及び第二十条中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第二十七条を削る。 「第十八号様式」を「第十一号様式」に改め、第六章中同条を第二十一条とする。 第二十六条第一項中「第十七号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中

する。第二十八条中「第二十号様式」を「第十二号様式」に改め、同条を第二十二条と

め、同条を第二十三条とする。十三号様式」に改め、同条第二項中「第二十二号様式」を「第十四号様式」に改第二十九条第一項中「第十四項」を「第十八項」に、「第二十一号様式」を「第

を「第十八号様式」に改め、同条を第二十四条とする。第三十条中「第六十五条の十一」を「第六十五条の九」に、「第二十六号様式」

第三十一条を第二十五条とする。

第六章を第五章とする。

第十号様式から第十六号様式までを削る。

第十号様式とする。 第十七号様式中「(第26※歴系)」を「(第21※歴系)」に改め、同様式を

第十一号様式とする。 第十八号様式中「(※26※圏系)」を「(※21※圏系)」に改め、同様式を

第十九号様式を削る。

第十二号様式とする。 第二十号様式中「(※28※歴系)」を「(※22※歴系)」に改め、同様式を

を第十三号様式とする。 第二十一号様式中「(第29※圏部)」を「(第23※圏部)」に改め、同様式

が10。第二十二号様式とし、第二十三号様式から第二十五号様式までを八様式ずつ繰り上を第十四号様式とし、第二十三号様式から第二十五号様式を八様式ずつ繰り上。第二十二号様式中「(※29※圏系)」を「(※23※圏系)」に改め、同様式が10。

を第十八号様式とする。 第二十六号様式中「(第30※圏密)」を「(第24※圏密)」に改め、同様式

(青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の廃止)

中「第一項ただし書」を「前項の規定は、

が」に改め、同条第三項中「第一項に規定する」を「第一項の」に改め、同条第六項

第六項の場合及び第二項ただし書の場合に

「前項に規定する申出は、」を「前項の申出は、

当該申出に係る者

県教育委員会規則第四号)は、廃止する。第二条「青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則(平成二十一年三月青森

所

この規則は、公布の日から施行する。

へ 事 委 員 今

する。 人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則をここに公布

令和四年十月十七日

青森県人事委員会委員長

奥

栄

人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第四条第一項を次のように改める。第三条第一号中「第十条第十一項第三号」を「第十条第十二項第三号」に改める。

第四条 条例第十条第一項の申出は、受給期間延長等申請書(第一号様式)に医師の第四条 条例第十条第一項の申出は、受給資格証を受けている場合は要給資格の決定を受けていることを証明する書類(以下「受給資格を有の交付を受けていない場合は基本手当に相当する退職手当(以下「基本手当に相当する退職手当(以下「基本手当にする者(以下「受給資格者」という。)であることを証明する書類(以下「基本手当にじ。)に提出して行うものとする。ただし、受給資格証という。)(受給資格を有ごという。)。以下同じ。)を添えて知事(その委任を受けている場合は受給資格を有いる。)に提出して行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができる。

書 知書の交付」 同条第八項とし、 同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改 おける第一項の申出に、第一項ただし書」に、 ならない。 に、 同項第一号中 「又は退職票」を削り、 その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて知事に提出しなければ 一項の申出は、 「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、 に、 同条第五項中「受給期間延長通知書の交付」を「受給期間延長等通 「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請 「その旨」を「、その旨」に、 代理人に行わせることができる。この場合において、 同項を同条第六項とし、 「前項」を「第六項」に改め、 「記載し」を「記載した上」に改 同項の次に次の一項を加える。 代理人 同項を

を加える。
を加える。
を加える。

類を添えなければならない。の他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書の他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書名。第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災それ。

第六条を第九条とする。

第四条の次に次の三条を加える。条第十項第二号ロ」に改め、同条を第八条とする。条第十項第二号ロ」を「第十条第十項第二号ロ」に改め、同条第二項中「第十条第十項第二号イ」を「第十条第十一項第二号イ」に、「雇用保険条第一項中「第十条第十項第二号」を「第十条第十一項第二号」に改め、同第五条の見出し中「第十条第十項第二号」を「第十条第十一項第二号」に改め、同

(条例第十条第五項の人事委員会規則で定める事業)

該当するものとする。第五条条例第十条第五項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに

区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの十六号)第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法(昭和四十九年法律第百一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を

- 四に規定する就業促進定着手当を除く。)の支給を受けたもの就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十三条の第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三
- 事が認めたもの

(条例第十条第五項の人事委員会規則で定める職員)

該当するものとする。 「六条)条例第十条第五項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに

- し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員(条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第五項に規定する事業を開始)
- 一 その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員

(支給の期間の特例の申出

受給資格証を添えて知事に提出することによつて行うものとする。
員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第五項に規定する事業を開始した職第七条 条例第十条第五項の申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他

- 出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申る者が条例第十条第五項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた2 前項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係
- 3 知事は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第五項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたとき特例申出を受けたときを除く。)において、知事は、受給資格証を添えないでの規定により準用する第四条第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないでの規定に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたとき載した上、返付しなければならない。
- 書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。 掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けたかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれ
- 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合

(5)

職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間

併 併

月月

日 ま か 日から

上記のとおり申請します。

Ш

ш

(知事又はその委任を受けた者)

骤

申請者氏名

人事委員会規則7-33 (失業者の退職手当) 第4条第1項・第7条第1項の規定により

4

③のイの理 由が疾病又 は負傷の場 合

傷病の名称

診療担当

ω

この申請書を提出する

П

事業を開始等したため

具体的理由

交付を受けた受給期間延長等通知書

- 受給期間延長等通知書及び受給資格証 条例第十条第五項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた
- 5 準用する。 四条第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について おける特例申出に、第四条第一項ただし書の規定は、 第四条第七項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合に 第一項及び前項の場合に、第

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式 (第4条、第7条関係)

受給期間延長等申請書

	(C)	€	€
	退職	Ŧ	₽
	退職年月日	ī	ւլի ([[]
-	Ш	д	#
イ 妊娠、 いため		住所又 は居所	氏 名
辰、出産、 と	件		
育児、疾病、	且		
負傷等により職業	Ш		性別 男・女
負傷等により職業に就くことができな			受給資格 証 番 号

注意

*

炟

出 ᇓ

延長期間

併 併

月 月

日から Ш H K

- けていない場合は、退職票)を添えて提出すること。 この申請書は、知事又はその委任を受けた者に受給資格証 (受給資格証の交付を受
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

ω

第2号様式(第4条、第7条関係)

受給期間延長等通知書

	年月	上記のとおり受給期間を延長等する。	人事委員会規則7一	期間満了年月日	延長等後の受給	する期間	又は事業を実施	ができない期間	職業に就くこと		の理由	受給期間延長等		申請受理年月日	±	由 端 米 斤 々
(知事又はその	Ш	を延長等する。	人事委員会規則7一33 (失業者の退職手当) 第	2	年 月 日		年	年		具体的理由		事業を開始等したため	妊娠、出産、育児、疾病、	年月日		
(知事又はその委任を受けた者)			54条第5項・第				Я	月							番号	受給資格証
告)			第4条第5項・第7条第3項の規定により				田まべ	日から			J		負傷等により職業に就くことができな			

计当

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき)には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票)に添えてこの通知書を提出すること。

附則

(施行期日)

1

第六条に規定する職員に該当することとなつた者について適用する。七月一日以降に条例第十条第五項に規定する事業を開始した職員又は改正後の規則三三(失業者の退職手当)(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和四年、この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の人事委員会規則七―

経過措置

2

- 例申出をしたときは、同項に規定する期間内に特例申出をしたものとみなす。者が、公布の日から起算して二箇月以内に改正後の規則第七条第二項に規定する特業を開始した職員又は改正後の規則第六条に規定する職員に該当することとなつた命和四年七月一日から公布の日の前日までの間に条例第十条第五項に規定する事
- は、改正後の規則の様式によるものとみなす。 人事委員会規則七―三三(失業者の退職手当)の様式により使用されている書類3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の

安委員会

青森県迷惑行為等防止条例施行規則をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第十二号

青森県迷惑行為等防止条例施行規則

(趣旨)

号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規則は、青森県迷惑行為等防止条例(平成十三年三月青森県条例第五

(位置情報記録・送信装置の範囲)

用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第四項に規定する衛星測位の技二条 条例第七条第一項第九号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活

じ。)として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録(電子的方式、磁

(位置情報の取得方法)

とする。
第三条 条例第七条第一項第九号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法

- 置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位
- る方法(当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。) 二 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得す
- ら当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。)法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者か三 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法(当該方

(位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為)

とする。 第四条 条例第七条第一項第十号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為

- 一 その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- 二 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。

附則

この規則は、令和五年二月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

の一部を次のように改正する。
青森県公営企業職員就業規則(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号)

七」に改める。 日次中「第七条の二」を「第七条の三」に、「第二十五条の五」を「第二十五条の

の一条を加える。 第七条の二中「第三項」を「第五項」に改め、第二章第二節中第七条の二の次に次

(高齢者部分休業)

おおりの一般の勤務に従事する職員は、次項に規定する年齢に達した日以後の日常七条の三 一般の勤務に従事する職員は、次項に規定する年齢に達した日以後の日常七条の三 一般の勤務に従事する職員は、次項に規定する年齢に達した日以後の日常七条の三 一般の勤務に従事する職員は、次項に規定する年齢に達した日以後の日常七条の三 一般の勤務に従事する職員は、次項に規定する年齢に達した日以後の日常七条の三 一般の勤務に従事する職員は、次項に規定する年齢に達した日以後の日

に加える。 の下に「及び第七条の三」を加え、同条に後段として次のよう

るのは、「特別の勤務に従事する職員」と読み替えるものとする。この場合において、第七条及び第七条の三中「一般の勤務に従事する職員」とあ

条の六とし、第二十五条の三の次に次の二条を加える。(第六章第二節中第二十五条の五を第二十五条の七とし、第二十五条の四を第二十五

(高齢者部分休業の申請等)

分休業承認申請書(第三号様式の九)により知事に申請しなければならない。第二十五条の四一職員は、次項の規定による承認を受けようとするときは、高齢者部

2 高齢者部分休業の承認をすることができる。 常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間を超えない範囲内で五分を単位として、 知事は、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の一週間当たりの通

3 を受けた場合には、その効力を失う。 前項の規定による承認は、高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分

(高齢者部分休業の承認の取消し)

第二十五条の五 齢者部分休業の承認を取り消すことができる。 置を講ずることが著しく困難となつた場合で当該職員の同意を得たときは、当該高 知事は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措

第三号様式の八の次に次の一様式を加える。

第3号様式の9 (第25条の4関係)

青森県知事

骤

高齢者部分休業承認申請書

職氏名 严 M

下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

뺍

υ	4					c	ن		1	٥	H
備考	申請の理由					3	中华民园		干崩势间	# ±	申請の内容
			>	7	7		Ш	年			
		申請時間の合計	平	平	專	平	平	平		年 月 日	□ 高齢者部分休業
			分から	分から	分まで	分から	分まで	分から	(当該	日から	
			Ħ	Þ	÷	+	÷	‡	職員の	平	高齢
		時間	平	專	時	專	再	專	当該職員の定年退職日)	月	高齢者部分休業の時間の延長
		分	भाग	417	भाग	भाग	भाग	भाग	Η)	田 ま	の時間
			分まで	分から	分まで	分から	分まで	分から		q	『の延長

- Ä 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。
- いる時間以上となるようにすること。 高齢者部分休業の時間の延長を申請する場合は、申請時間の合計が承認を受けて
- 該当する口には、レ印を記入すること。

Ш Ш

併

第五号様式の二及び第五号様式の三中「※25※の5」を「※25※の7」に改め第五号様式の二及び第五号様式の三中「※25※の4」を「※25※の6」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年十月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第八号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 青森県病院局職員就業規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号)の一

次の一条を加える。第二十六条の二中「第三項」を「第五項」に改め、第二章中第二十六条の四の次に

(高齢者部分休業)

青

は、勤務しないことができる。
のいて勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)の承認を受けた場合のいて勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)の承認を受けた場合第二条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、一週間の勤務時間の一部に第二十六条の五 職員は、次項に規定する年齢に達した日以後の日から当該職員に係

第四十二条の四中「第十二号様式の七」を「第十二号様式の八」に、「第十二号様人の第八十三号)第十八条第二項第二号に規定する管理者が定める年齢は、当該職会の第八十三号)第十八条第二項第二号に規定する管理者が定める年齢は、当該職の第5の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県

三の次に次の一条を加える。

式の六」を「第十二号様式の七」に改め、同条を第四十二条の五とし、

第四十二条の

(高齢者部分休業の承認の申請)

号様式の六)により管理者に申請しなければならない。 齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業承認申請書(第十二第四十二条の四 職員(非常勤職員等を除く。)は、第二十六条の五の規定による高

とし、第十二号様式の五の次に次の様式を加える。第十二号様式の七を第十二号様式の八とし、第十二号様式の六を第十二号様式の七

注

5

瘇

掀

4

申請の理由

严 職氏名 展

併

Ш この規程は、公布の日から施行する。

附 則

青森県病院事業管理者 殿

下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

高齢者部分休業承認申請書

	時間分		の合計	申請時間の合計			
分まで	串	K	分まで	帮			
分から	帮	→	分から	平	₹		
分まで	丰	7	分まで	再	2	申請時間	ω
分から	專	+	分から	帮	ш		
分まで	時	>	分まで	平	ш		
分から	專	*	分から	畢	年		
	(当該職員の定年退職日)	(当該職)				十冊初用	1
が ま 日	年 月		日から	年 月		山	S
の延長	高齢者部分休業の時間の延長		鎌口	高齢者部分休業		申請の内容	1

用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

いる時間以上となるようにすること。 高齢者部分休業の時間の延長の承認を申請する場合は、申請時間の合計が承認を受けて

該当する□には、✔印を記入すること。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価 小口一枚ニ付十五円 毎週月・水・金曜日発行